

2018年全人代特集②

～各政府機関記者会見-国有資産管理委員会

投資銀行部
中国調査室

➤ 国有企業業績について

2017年、国有企業営業収入は50兆元、利益は2兆9,000万元となり、前年比それぞれ14.7%、23.5%上昇している。そのうち、中央国有企業営業収入は26兆4,000億元、利益は1兆4,200億元でそれぞれ13.3%、15.2%増加し、ここ5年間最も高い伸びとなった。

国有企業は高速道路、橋、港などの重要プロジェクトの建設を多く参加しており、イノベーション面においては、昨年航空など重点分野で多くの成果を挙げ、38項目の国家科学奨励を獲得している。また国有企業は貧困脱却、重要物資の供給確保、移動通信料の引下げなど社会貢献責任をしっかりと果たしている。

昨年、中央国有企業は、企業法人を8,390社減らした。また1,200社のゾンビ企業を再編・合併などで処理することで計1,634億円のコスト・赤字削減を実現した。同時に過去5年間、計36社の中央国有企業は合併・再編を行い、その効果は徐々に表れている。

➤ 今年の国有企業改革について

十九大、政府工作報告の方針に従い、以下の3つを重点に国有企業改革を推進する。

(1).各改革の深化。我々はここ2年間、10項目の改革パイロットを実施し、現段階18社の中央企業グループの39社の子会社で行っており、一定の成果を挙げている。今年、これらの改革をさらに親会社レベルで実施するように取り組む。なお、これらの改革パイロットは主に単一分野の改革であり、今後、中央政府の「1+N」方針に従い、各分野の改革を融合し、経済全体に積極的な効果を果たすように取り組む。

(2).監督・管理においては、企業に対する管理から資本に対する管理へと方向性を転換し、監督管理の的確性、有効性を向上させる。同時に必要に応じ、分別管理、分別評価制度の導入を検討する。

(3).グループレベルの株式多元化、混合所有制度改革を推進する。今後の中央企業再編について、①グループレベルの再編を推進し、企業の効率化、業務の最適化を図る。②特定分野の再編を推進し、1つの分野に多くの企業が集まることを避け、社会資源配置の効率化を目指す。③再編済の企業にも目を配り、再編相手間の共同融合発展を促進する、④国有企業の情報公開を推進し、社会、メディアからの監督を受け、より透明性の高い企業づくりを目指す。

➤ 国有企業の高質的な発展について

十九大では、中国経済はすでに高度成長から高質成長へ転換する段階に入っていることが強調されている。高質的な発展を実現するには、①実業の発展を促進し、製造業の構造転換を促進する。例えば、ハイレベル装備製造においては、将来の市場ニーズ、世界最先端水準を照準し、徐々に技術力を上げていく。②より多くの資源が新興産業へ流れるように誘導し、新たな経済成長原動力を育成する。③企業運営効率を向上し、品質が第一、効率・利益を優先することを目標とするほか、さらに法人企業数を減らし、中央国有企業行政ガバナンス体制を簡素化し、ガバナンス効率を向上する。④引続き過剰生産能力を削減するとともにゾンビ企業処理を加速する。

また高質的な経済発展は必ず開放的な発展であることに違いない混合所有制改革などで優秀な地場系企業と協力すると同時に、高質発展にプラスである外資企業を歓迎する。

➤ 国有企業のデレバレッジについて

国有企業の債務水準は近年着実に低下している。2017年末時点、中央国有企業の総資産は54兆5,000億元で、資産負債率は66.3%で前年より0.4ポイント低下しており、中央国有企業の負債はコントロール可能な水準にあると思われる。ただ一部の企業、またはその傘下子会社の債務率は高くリスクを無視できないのも事実。そのため、リスク防止、デレバレッジ、負債の削減は依然として今後数年の最重要任務である。具体的に以下の3つの措置を考えている。

①国資委は国有企業を工業企業、非工業企業、科学研究類企業と分類し、それぞれ資産負債率に70%、75%、65%の警戒ラインを制定しており、今年に入り、これらの警戒ラインをさらにそれぞれ5ポイント引下げることとした。同時に我々は、企業グループが傘下子会社に対し負債管理の関連基準を制定するように求めている。

②我々はデレバレッジ、負債の削減を中央企業の業績評価に取入れ、その実施を徹底する。

③様々なルートを通じ、資本金の拡大に取り組む。例えば、法律、市場化に基づく債務の株式化(DES)はその一例であり、2017年、合意したDES規模は1兆元超え、実行額は1,800億元に上っている。ほかにも2017年、中央国有企業は各金融市場を通じ、3,577億元の資本金を補充した。これらの方式を今年も引続き実施する。その他、ストック資本を活用し、実業、メイン業務との関連性のない資産を処分し、資本金に充当する。

➤ 国有資本による社会保障基金への充当について

国有資本を社会保障基金へ充当することは、基本養老保険基金の不足を解決する重要なルートであり、中央国有企業レベルでは、3社をパイロット企業として選定し重点的に推進している。充当された部分は国有資本の持株分であり、企業運営に全く影響しない。今年、我々は国務院の方針に従い、改革パイロットを着実に推進するとともに、対象企業管理、資産管理を強化する。

➤ 国有企業の国際化について

2017年末時点、中央国有企業の域外法人は185ヶ国・地域に9,112社あり、資産総額は7兆元を上回り、すでに国際化が着実に進んでいるが、国際一流企業と比べ、まだまだ差が大きい。

今後、国有企業、特に中央国有企業は引続き国際化を進化し、既存の海外投資から経験、教訓をまとめ、新たな国際化の推進に役立つように活用する。対外開放、国際化のプロセスは我々が勉強し実験するプロセスでもある。国資委は国有企業の海外進出を推奨し、国際化に関する監督管理規定・方式を絶えずに調整、改善する。

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しく願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当店はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京 UFJ 銀行(中国)有限公司 中国投資銀行部 中国調査室
北京朝陽区東三環北路5号北京發展大厦4階 照会先:石洪 TEL 010-6590-8888ext. 214